

京都市立京都堀川音楽高等学校の目的外使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立学校施設使用規則の定めるところにより、京都堀川音楽高等学校（以下「音楽高校」という。）の別図に定める「ホール」「レッスン室」「堀川御池ギャラリー」及びその他諸室（以下「ホール等」という。）を、音楽高校の教育に支障がない場合に限り、社会教育、文化芸術等の振興に寄与するために使用許可する場合の事項を定めることを目的とする。

(使用許可の申請)

第2条 ホール等の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）を提出し、教育長の許可を受けなければならない。

2 申請書の提出は、次の各号に掲げる日までに提出するものとする。ただし、教育長が、特に理由があると認めるときはこの限りではない。

ホール等の申請書の提出は、使用の許可を受けようとする日（以下「使用日」という。）が属する月の5月前の初日から使用日の14日前までとする。

ただし、ギャラリー使用に限り、4月1日以降は当該年度末までの申請書を提出できることとする。

3 申請書の提出の他、目的外使用許可申請書（使用内訳書）（様式1）を提出するものとする。

(使用日及び使用時間等)

第3条 ホール等の使用日及び使用時間については、1月4日から12月28日までの期間において、別表1に定める他、次の各号のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、使用日及び使用区分を変更し、又は使用を許可しない日を定めることができる。

3 使用者は、許可を受けないで使用時間区分を超過し、また繰り返して使用することはできない。

(使用の禁止)

第4条 教育長は、法令に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められるときは使用を許可しない。

- (1) 学校教育上の支障があるとき。
- (2) 管理上の支障があるとき。
- (3) その他公益に反するおそれがあるとき。

(使用許可書の交付)

第5条 ホール等の使用を許可したときは、学校施設使用許可（不許可通知）書（様

式2)を交付する。

2 教育長は、使用許可をする場合において必要な条件を付すことができる。

(特別の設備の許可)

第6条 申請者は、ホール等に教育長の許可を得て、特別の設備を設置することができる。

2 申請者は、特別の設備を設置しようとするとき、その内容を記載した仕様書を申請書に添付して提出しなければならない。

3 教育長は、ホール等の管理上の必要があると認めるきは、校長の意見を聴取したうえで、使用者に対して特別の設備の変更を命じ、又は使用を許可しないことができる。

(使用料)

第7条 ホール等の使用料については、別表2に定めるとおりとする。

2 別表2の使用料は、使用者が使用区分の時間内に自ら使用を中止した場合についても同額とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(使用の取消及び変更の申請)

第8条 第5条の使用許可書の交付を受けた使用者が、使用許可の取消を求めるときは、直ちに学校使用許可取消申請書(様式3)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請を認めたときは、学校使用許可取消承認通知書(様式4)により、前項の申請者に通知するものとする。

3 使用者は、許可された事項を変更しようとするときは、学校使用変更申請書(様式5)を教育長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、使用日、使用区分の変更については認めないものとし、当該使用許可を取り消したものとみなす。

4 教育長は、前項の申請を認めたときは、学校使用変更通知書(様式6)を交付するものとする。

(使用許可書の携帯と提示)

第9条 使用者は、ホール等の使用に際して様式2及び様式6を携帯するものとし、校長その他の教職員及び教育委員会事務局の職員等(以下「校長等」という。)から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可書に記載する使用人員を超えてホール等を使用しないこと。
- (2) 許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 許可された設備及び附属施設以外は使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (5) 使用時間を厳守すること。
- (6) ホール等の諸室で屋外に面した扉及び窓は、開放しないこと。
- (7) 使用が終了したときは、速やかに学校施設、備品その他の物件を原状に回復し、扉及び窓の施錠並びに電気の消灯を確認し退出すること。
- (8) 学校運営に支障をきたすような行為をしないこと。
- (9) 音楽高校敷地内及びホール等においては、飲酒及び喫煙を禁止する。

(入場者の遵守事項)

第11条 使用者は、ホール等（レッスン室を除く。）の使用により入場者があるときは、自らの責任において、次の各号に定める事項を遵守させなければならない。

- (1) 飲酒及び喫煙をさせないこと。
- (2) 火気を使用させないこと。
- (3) 施設及び設備を汚損させないこと。
- (4) 騒音、暴力等で他人に迷惑をかけさせないこと。
- (5) 許可された場所以外に出入りさせないこと。
- (6) その他、校長等の指示に従わせること。

(入場者の制限)

第12条 校長等は、第10条及び第11条の各号に違反する者の他、次の各号の一に該当する者に対し、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 凶器、劇薬その他の危険物を所持する者
- (3) 動物の類を携行する者（身体障害者補助犬等を除く。）
- (4) その他、学校教育を行う場所としてふさわしくない行為をする者

(使用許可の取消)

第13条 教育長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取消、又は使用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。

- (1) 第4条各号の一に該当する事由が生じたとき。
- (2) 使用に当たって、この要綱に反したとき。
- (3) 使用許可書に付した条件に違反したとき。
- (4) 教育長が、施設管理上、必要があると認めたとき。

2 前項の定めるところにより、使用者に損害が生ずることがあっても、教育長は、その責を負わない。

(使用者の責任者)

第14条 使用者は、使用に当たっての使用条件を遵守し、また秩序を保持するため、自ら責任者を選任して常駐させるとともに使用に当たっての必要な人員を配置させなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるものの他、この要綱について必要な事項は、教育長が定めるものとする。

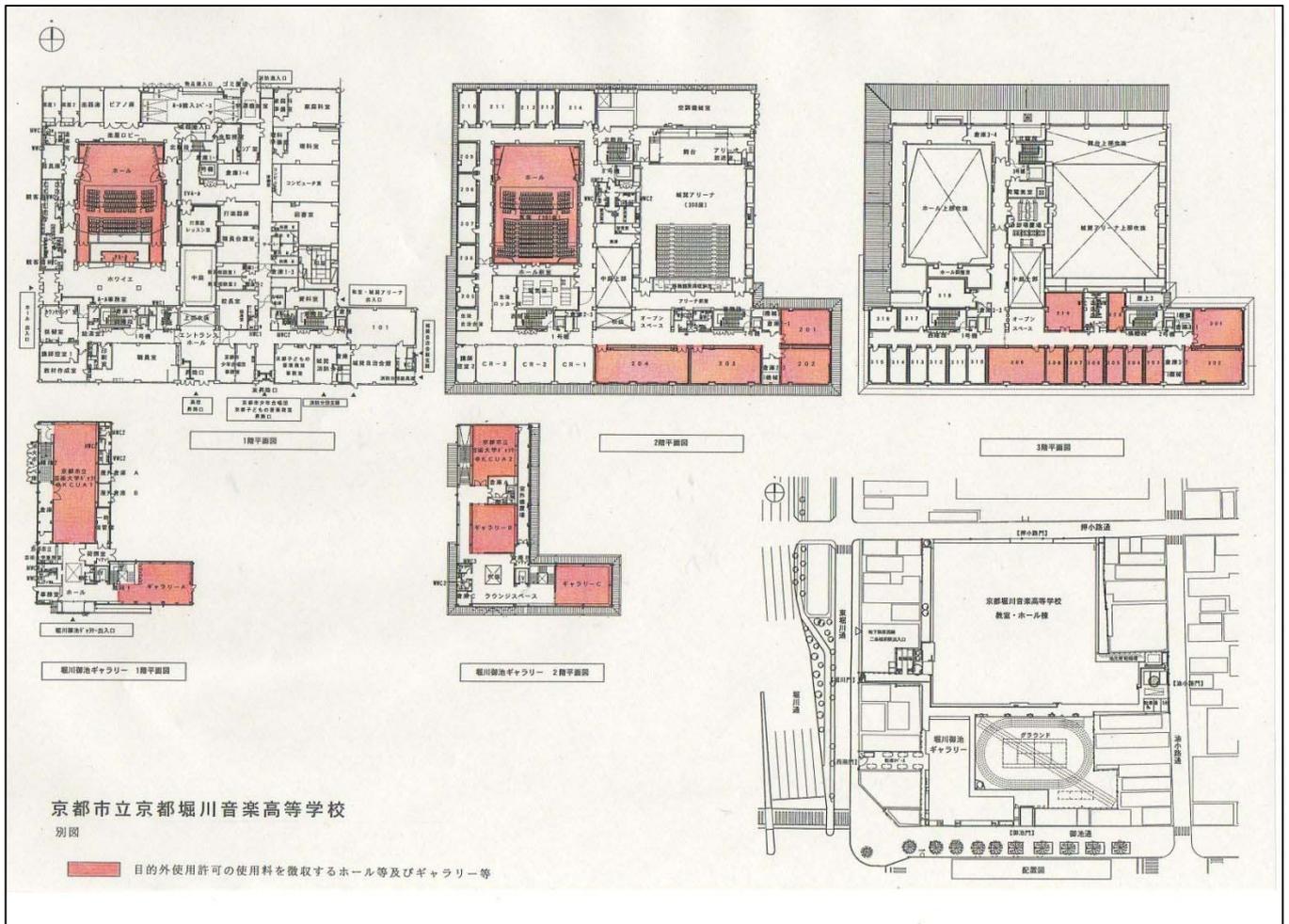
附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別図（第1条関連）



別表 1（第 3 条第 2 項関連）

1 ホール

施設名	区分	時間
ホール	午前	午前 9 時から正午まで
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで
	夜間	午後 6 時～午後 9 時まで

備考

- 1 ホールの使用は、原則、月曜日以外の使用を許可する。

2 レッスン室

レッスン室	午後 7 時から午後 9 時まで
-------	------------------

備考

- 1 月曜日、土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）、その他、施設管理上必要とする日、又は指定する日の使用を認めない。

3 堀川御池ギャラリー

施設名	室名	区分
堀川御池 ギャラリー	ギャラリー A	1 日単位 (午前 11 時から午後 7 時までをいう。)
	ギャラリー B	
	ギャラリー C	

備考

- 1 月曜日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）、その他、教育長が施設管理上必要とする日、又は指定する日の使用を認めない。

目的外使用許可申請書 (使用内訳書)

※該当する□にレ点を記入してください

申請者の氏名 <small>(団体にあたっては名称及び代表者名)</small>	
使用年月日 及び時間	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで

● ホール使用

施設名	使用区分	使用料			使用料計
		午前(9~12)	午後(13~17)	夜間(18~21)	
□ ホール	□演奏会	□26,000 円	□34,000 円	□39,000 円	
	□リハーサル等	□20,000 円	□27,000 円	□31,000 円	
				使用料合計	

● レッスン室使用 (19時~21時まで)

施設名	室名	使用料	使用料計
□ レッスン室	□ 201 号室	□2,000 円	
	□ 202 号室		
	□ 301 号室		
	□ 303 号室		
	□ 304 号室		
	□ 305 号室		
	□ 306 号室		
	□ 307 号室	□3,000 円	
	□ 308 号室		
	□ 319 号室		
	□ 320 号室	□4,000 円	
	□ 203 号室		
	□ 302 号室		
	□ 309 号室		
□ 204 号室			

● ギャラリー使用 (11時~19時まで)

施設名	室名	使用料	② 日数() 日)
		① 1日当り	使用料計(①×②)
□ ギャラリー	□ ギャラリーA	□14,000 円	
	□ ギャラリーB	□10,000 円	
	□ ギャラリーC	□11,000 円	
		使用料合計	

● 付属設備使用

施設名	付属設備	使用料(1日・1台)	使用料計
□ ホール	ピアノ	□10,000 円 ×	
□ レッスン室		□1,200 円 ×	

様式2（第5条関連）

学校施設使用許可(不許可通知)書				
年 月 日				
(申請者) 住 所(団体は主たる事務所の所在地及び名称) 氏 名(団体は代表者氏名) 電 話 ー				
使用施設	京都市立京都堀川音楽高等学校	1 音楽ホール 2 レッスン室 (号室) 3 堀川御池ギャラリー ・ギャラリーA ・ギャラリーB ・ギャラリーC 4 その他の施設 ()		
使用目的				
使用日・区分	年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> ホール	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで
		<input type="checkbox"/> レッスン室	曜日	時から 時まで
		<input type="checkbox"/> ギャラリー	日間	
		<input type="checkbox"/> その他	日間	時から 時まで
使用中の責任者	住所 氏名 電話 ー			
条件 (不許可事由)				

<p>上記のことについては、使用を許可 年 月 日</p>	<p>します。 しないので 通知します。 京都市教育長 ㊟</p>
-----------------------------------	---

様式3 (第8条第1項関連)

年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名

印

申請者の電話番号

あて先 京都市教育長

学校使用許可取消申請書

京都市立京都堀川音楽高等学校施設の使用について、平成 年 月 日付
で許可のあった使用について、取り消したいので、許可下さるよう申請致します。

- 1 使用許可番号 第 号
- 2 使用日時 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで
- 3 使用目的
- 4 使用取消理由

上記許可取消申請は、教育と管理上に支障「ある」「ない」ことを副申致します。

京都市立京都堀川音楽高等学校長
印

様式4 (第8条2項関連)

年 月 日

第 号

申請者の住所

申請者の氏名

京都市教育長

印

学校使用許可取消承認通知書

京都市立京都堀川音楽高等学校施設の使用について、平成 年 月 日付
で申請のあった使用許可取消申請については、使用許可を取り消したので通知しま
す。

1 使用許可番号 第 号

2 使用日時 平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

の使用許可を取り消します。

様式5 (第8条3項関連)

年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名

印

申請者の電話番号

あて先 京都市教育長

学校使用変更申請書

京都市立京都堀川音楽高等学校施設の使用について、平成 年 月 日付
で許可のあった使用について、使用許可の変更をしたいので、許可下さるよう申請
致します。

1 使用許可番号 第 号

2 使用日時 平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

3 使用目的

4 使用許可変更内容

5 使用許可理由

上記許可変更申請は、学校教育活動の遂行と施設管理上支障が「ある」「ない」こ
とを副申致します。

京都市立京都堀川音楽高等学校長

印

様式6 (第8条4項関連)

年 月 日

第 号

申請者の住所

申請者の氏名

京都市教育長

印

学校施設使用変更通知書

京都市立京都堀川音楽高等学校施設の使用について、平成 年 月 日付
で申請のあった使用変更について、変更することを許可 不許可とします。

1 使用許可番号 第 号

2 使用日時 平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

使用許可変更に伴う条件

(参考)

京都市立京都堀川音楽高等学校のホール等の使用料

ホール使用料

施設名	使用区分	使用料		
		午前	午後	夜間
ホール	演奏会	26,000 円	34,000 円	39,000 円
	リハーサル等	20,000 円	27,000 円	31,000 円

備考

- 1 ホールの使用は、原則、月曜日以外の使用を許可する。
- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- 3 ホールを練習等のために使用する場合の使用料は、この表の「リハーサル等」の使用料額とする。
- 4 「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「午前」、「午後」及び「夜間」について使用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間においても、使用することができる。ただし、使用料は徴収しない。

レッスン室使用料

施設名	室名	使用料
		1 回
レッスン室	201 号室	2,000 円
	202 号室	
	301 号室	
	303 号室	
	304 号室	
	305 号室	
	306 号室	
	307 号室	
	308 号室	
	319 号室	
	320 号室	
	203 号室	3,000 円
	302 号室	
	309 号室	
204 号室	4,000 円	

ギャラリー使用料

施設名	室名	使用料
		1日
ギャラリー	ギャラリーA	14,000円
	ギャラリーB	10,000円
	ギャラリーC	11,000円

備考

- 「1日」とは、月曜日を除く曜日の1日で、午前11時から午後7時までをいう。
- 継続して使用の許可をうけた期間に月曜日を含む場合は、使用料を徴収しない。ただし、使用の許可を受けたものについても使用することができない。
- その他付帯設備の使用料は、徴収しない。

付属設備使用料

施設名	付属設備	使用料
		1日・1台
ホール	ピアノ	10,000円
レッスン室		1,200円

備考

- 「1日・1台」とは、ホールのピアノ1台を、「午前」、「午後」及び「夜間」の区分ごとに使用する場合をいう。それぞれの区分を連続して使用する場合は、「1日・1台」とする。
- その他の付帯設備の使用料は、徴収しない。